

天草市 消費生活センターの ご案内

相談は無料で、秘密は固く守られます。
皆さん、お気軽にご相談ください。

相談電話 ☎ 326677

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の
午前9時から午後3時まで

- ◆所在地＝中央新町15番7号（天草宝島国際交流会館ポルト2階）
- ◆開所日＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ◆開所時間＝午前9時から午後3時まで
- ◆相談内容
 - ・商品やサービスなどの契約（解約）に関するトラブル
 - ・借金問題に関すること
- ◆相談方法
 - ①来所相談
 - ②電話相談



※駐車場は、天草宝島国際交流会館ポルトが満車の場合は、諏訪駐車場をご利用ください。

「おまけは相談」
これがいちばんですね

松本相談員 そうですね、消費生活に関するトラブルは、取り引きの状況や契約の内容によって対処・解決方法もさまざまです。ほんの少しでも不安に思うことがあれば、すぐに市消費生活センターへお気軽にご相談いただければと思います。

なお、当センターの相談受付の時間外や休日の場合は、国民

生活センターの「消費者ホットライン ☎ 0570（064）370」をご利用ください（年末年始、施設の点検日は除く）。音声応答により、最寄りの消費生活センターや国民生活センターの相談窓口が案内されます。

※「天草市消費生活センター」に関する詳しいことは、本庁・商工観光課商工振興係（天草宝島国際交流会館ポルト内）☎ 241155へお尋ねを。

出前講座を実施しています！

「消費生活について勉強したい！」という市内の団体やグループなどを対象に、悪質商法や商品契約に関する問題など、消費生活に関する「出前講座」を実施しています。

皆さん、ぜひご利用ください。

- 対象＝市内に在住・勤務または在学している人の団体やグループで、おおむね10人以上が参加する予定の集会など。
- 開催日＝消費生活相談員が勤務する平日の午前9時から午後3時まで。
- 費用＝無料。
- 申込方法＝電話で天草市消費生活センター ☎ 326677へお申し込みください。

【問い合わせ先】
天草市消費生活センター ☎ 326677

濱相談員 もし、不要な商品やサービスを購入してしまっても、クーリング・オフという制度があります。この制度は、訪問販売や電話勧誘販売などで交わした契約を、所定の日数以内であれば無条件に解約できるというものです。

ただし、クーリング・オフができるものではないものがあり、①自分から店に向いたり、広告を見て自分から電話などで

申し込んだりした取り引き②通信販売での取り引き③自動車や自動車のリース④使ってしまった消耗品⑤現金での取り引きで3,000円未満は、クーリング・オフができませんので注意が必要です。

しかしながら、販売者がその説明をしたり、帰ってほしいのに帰らなかつたりするなどの取り引きの状況によっては契約を取り消すことができる場合があります。

あきらめずに、まずは市消費生活センターへご相談ください。

それでも、不要な商品やサービスを購入してしまつたら、どうすればいいのでしょうか？

おかしいと思ったらすぐに相談を



濱 里美 相談員

4月から同センターの相談員に。現在は、県主催の相談員養成講座を受講中。11月には、消費生活専門相談員の試験に合格した。今後、相談員としての経験を積み「多重債務者の手助けがしたい」。

クーリング・オフの方法

1 取り引きの種類と期間

- ・訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステティックなど）…8日以内
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）…20日以内

2 手順

- ①ハガキに必要事項を書く（右の記入例を参照）。
※クレジット契約をした場合は、クレジット会社の分も用意する。
- ②はがきの両面のコピーをとり、郵便局の窓口で簡易書留などの記録が残る方法で送付する。

記入例

表面	裏面
<p>ハガキ □□□-□□□□</p> <p>切手</p> <p>会社名・代表者氏名 様</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇号</p>	<p>契約解除通知</p> <p>契約年月日 ○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○○円 販売会社 ○○○○会社 担当者 ○○○○</p> <p>上記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの○○○○○を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>年月日 住所・氏名</p>